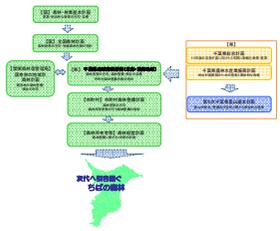
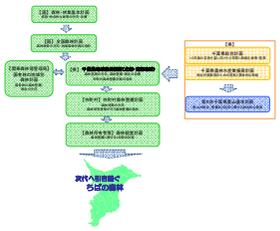


新旧対照表 (千葉北部地域森林計画)

令和6年度変更案	令和4年度樹立
<p>千葉北部地域森林<b>変更</b>計画書</p> <p>計画期間 自 令和5年4月1日 至 令和15年3月31日 (令和4年度樹立) <u>(令和6年12月 日変更)</u></p> <p>千葉県</p> <p>森林計画区の位置図【略】 目次【略】</p> <p><b>I 計画に当たって</b></p> <p>第1 計画の趣旨</p> <p>森林は、木材等の林産物の生産、水源の涵養(かんよう)、山地災害の防止及び森林レクリエーション等の多面的機能の発揮を通じて、県民生活の維持発展に大きく寄与しています。特に再生産可能な資源として、森林の果たす役割には非常に大きなものがあります。</p> <p>しかし、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となる一方、森林の再生には長期の年月を要します。<u>一たび</u>このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。</p> <p>本計画は、全国森林計画に即し、さらに「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」(令和4年3月)とこれを実現させるための具体的な取組を示した「千葉県農林水産業振興計画」(令和4年3月)を踏まえ策定しています(図-1)。</p>  <p>図-1 地域森林計画の位置<b>付け</b></p>	<p>千葉北部地域森林計画書</p> <p>計画期間 自 令和5年4月1日 至 令和15年3月31日 (令和4年度樹立)</p> <p>千葉県</p> <p>森林計画区の位置図【略】 目次【略】</p> <p><b>I 計画にあたって</b></p> <p>第1 計画の趣旨</p> <p>森林は、木材等の林産物の生産、水源の涵養(かんよう)、山地災害の防止及び森林レクリエーション等の多面的機能の発揮を通じて、県民生活の維持発展に大きく寄与しています。特に再生産可能な資源として、森林の果たす役割には非常に大きなものがあります。</p> <p>しかし、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となる一方、森林の再生には長期の年月を要します。<u>一旦</u>このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。</p> <p>本計画は、全国森林計画に即し、さらに「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」(令和4年3月)とこれを実現させるための具体的な取組を示した「千葉県農林水産業振興計画」(令和4年3月)を踏まえ策定しています(図-1)。</p>  <p>図-1 地域森林計画の位置<b>づけ</b></p>

資料1-5

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和4年度樹立
<p>本県では、森林面積の減少や必要な手入れが行われていない森林の増加、病害虫による森林の質の低下が進むとともに、土砂採取等の開発や竹林の拡大に伴う環境や景観の悪化も懸念されています。</p> <p>【以降のⅠ第1のこれ以降は、変更なしのため省略】</p> <p>第2 本県の森林の現状と課題</p> <p>【Ⅰ第2の1～5段落目は、変更なしのため省略】</p> <p>また、令和元年房総半島台風等による災害では、山腹崩壊等に加えて、かつてない強風により県内各地で倒木の被害が発生し、道路や電線などの復旧が倒木により妨げられるなどの問題が生じたことから、重要インフラ等周辺における<b>林縁管理</b>など、森林管理のあり方が課題となっています。</p> <p>本県の森林では、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、必要な森林管理が行き届かなくなった森林が増加しており、間伐等の管理が行われなくなった人工林や、竹林が放置された結果、周辺に拡大してしまった場所など、手入れ不足の森林が増加しています。</p> <p>また、人工林では、北総地域を中心に植えられていたサンプスギに非赤枯性溝腐病が蔓延し材の劣化はもとより、風倒木の増加により景観も著しく損なっており、マテバシイ・コナラ林等の一部ではナラ枯れの被害が発生し問題となっています。</p> <p>以上の状況を地域ごとにまとめたものが、図-2となります。</p> <p>このような森林の状況に対処するため、県では「ちばの森林づくり」に向け、新たに創設された森林環境譲与税<b>等</b>も活用し、次のような取組を進めています。</p>	<p>本県では、森林面積の減少や必要な手入れが行われていない森林の増加、病害虫による森林の質の低下や<b>荒廃</b>が進むとともに、土砂採取等の開発や竹林の拡大に伴う環境や景観の悪化も懸念されています。</p> <p>【以降のⅠ第1のこれ以降は、変更なしのため省略】</p> <p>第2 本県の森林の現状と課題</p> <p>【Ⅰ第2の1～5段落目は、変更なしのため省略】</p> <p>また、令和元年房総半島台風等による災害では、山腹崩壊等に加えて、かつてない強風により県内各地で倒木の被害が発生し、道路や電線などの復旧が倒木により妨げられるなどの問題が生じたことから、重要インフラ等周辺における森林管理のあり方が課題となっています。</p> <p>本県の森林では、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、必要な森林管理が行き届かなくなった森林が増加しており、間伐等の管理が行われなくなった人工林や、竹林が放置された結果、周辺に拡大してしまった場所など、手入れ不足の森林が増加しています。</p> <p>また、人工林では、北総地域を中心に植えられていたサンプスギに非赤枯性溝腐病が蔓延し材の劣化はもとより、風倒木の増加により景観も著しく損なっており、マテバシイ・コナラ林等の一部ではナラ枯れの被害が発生し問題となっています。</p> <p>以上の状況を地域ごとにまとめたものが、図-2となります。</p> <p>このような森林の状況に対処するため、県では「ちばの森林づくり」に向け、新たに創設された森林環境譲与税や<b>森林経営管理制度</b>も活用し、次のような取組を進めています。</p>
<p>第3 「ちばの森林づくり」に向けた取組</p> <p>1 「ちばの森林づくり」の理念と森林づくりの方向性【Ⅰ第3の1は、変更なしのため省略】</p> <p>2 「ちばの森林づくり」の実現に向けて</p> <p>(1) 持続的な森林管理</p> <p>森林づくりの理念と目指すべき森林像を実現するためには、環境的持続性・経済的持続性・社会的持続性が相互に関連して、森林管理が続けられていくことが必要です（図-3）。【図-3は変更なしのため省略】</p> <p>○ 環境的持続性：ちばらしい自然景観や森林環境を保全・管理することで、水源の確保や災害の防止、生活環境の維持、生物多様性の確保などを図っていく必要があります。</p> <p>○ 経済的持続性：計画的な木材生産と人材育成、県産木材の利用促進、適切な森林整備等により森林資源を循環利用するとともに、多面的な森林の利活用を増大させることで、地域の活性化を図っていく必要があります。</p> <p>○ 社会的持続性：上記の持続性を維持するには、森林環境教育の推進や森林に関する情報の公開などにより県民と森林</p>	<p>第3 「ちばの森林づくり」に向けた取組</p> <p>1 「ちばの森林づくり」の理念と森林づくりの方向性【Ⅰ第3の1は、変更なしのため省略】</p> <p>2 「ちばの森林づくり」の実現に向けて</p> <p>(1) 持続的な森林管理</p> <p>森林づくりの理念と目指すべき森林像を実現するためには、環境的持続性・経済的持続性・社会的持続性が相互に関連して、森林管理が続けられていくことが必要です（図-3）。【図-3は変更なしのため省略】</p> <p>○ 環境的持続性：ちばらしい自然景観や森林環境を保全・管理することで、水源の確保や災害の防止、生活環境の維持、生物多様性の確保などを図っていく必要があります。</p> <p>○ 経済的持続性：計画的な木材生産と人材育成、県産木材の利用促進、適切な森林整備等により森林資源を循環利用するとともに、多面的な森林の利活用を増大させることで、地域の活性化を図っていく必要があります。</p> <p>○ 社会的持続性：上記の持続性を維持するには、森林環境教育の推進や森林に関する情報の公開などにより県民と森林</p>

## 新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和4年度樹立
<p>の関わりを強め、森林環境譲与税や森林経営管理制度についての理解も深めていくことが重要です。</p>	<p>の関わりを強め、森林環境譲与税や森林経営管理制度についての理解も深めていくことが重要です。</p>
<p>(2) 「ちばの森林づくり」の展開方向</p> <p>100年先を見据えた森林づくりに向け、地域のさまざまな関係者が参画して、連携・協働による持続性が確保された森林管理を進めていく仕組みを構築するため、総合的・長期的視点に立ち、次のような取組を推進していきます（図-4）。</p>	<p>(2) 「ちばの森林づくり」の展開方向</p> <p>100年先を見据えた森林づくりに向け、地域のさまざまな関係者が参画して、連携・協働による持続性が確保された森林管理を進めていく仕組みを構築するため、総合的・長期的視点に立ち、次のような取組を推進していきます（図-4）。</p>
<p>ア 統合型森林政策の推進（「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用の促進）</p> <p>持続的な森林管理が行われていくよう、土地利用・自然環境保全のための政策と林業・木材産業による資源管理のための政策の総合化により、環境と経済が両立する森林政策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域森林管理システムの運用</li> <li>○ 地球温暖化防止や生物多様性の保全・公益的機能の発揮等を確保する森林管理の促進</li> <li>○ 森林資源の循環利用の促進・森林認証制度の活用</li> </ul>	<p>ア 統合型森林政策の推進（「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用の促進）</p> <p>持続的な森林管理が行われていくよう、土地利用・自然環境保全のための政策と林業・木材産業による資源管理のための政策の総合化により、環境と経済が両立する森林政策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域森林管理システムの構築</li> <li>○ 地球温暖化防止や生物多様性の保全・公益的機能の発揮等を確保する森林管理の促進</li> <li>○ 森林資源の循環利用の促進・森林認証制度の活用</li> </ul>
<p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成（市町村と連携した森林整備体制の構築）</p> <p><u>市町村による森林環境譲与税の活用や森林経営管理を支援するために設立された「千葉県森林経営管理協議会※」を中間支援組織として育成・支援することで、森林組合等の林業事業者・市町村・県が連携した森林整備を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>千葉県森林経営管理協議会による市町村支援体制の強化</u></li> <li>○ <u>市町村の計画づくりや集約化を支援</u></li> <li>○ <u>市町村間連携の促進と森林環境譲与税の有効活用を支援</u></li> </ul> <p>※千葉県森林経営管理協議会：平成31年4月に施行された「森林経営管理法」と「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を受け、市町村の森林・林業施策の相談やサポートを行う組織として令和3年3月に設立しました。市町村を会員とし、県が顧問となり、事務局は千葉県森林組合連合会が担っています。</p>	<p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成（市町村と連携した森林整備体制の構築）</p> <p><u>地域において多様な主体（森林所有者、地域住民、民間団体、林業事業者、企業等）が合意形成のもとで協働した持続的森林管理が行われていくよう、地域に一番近い市町村と連携して“ちばらしい”地域組織の形成を進めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>「地域森林づくり委員会（仮称）」等合意形成の場の設置による持続的森林管理の推進</u></li> <li>○ <u>地域生に即した多様な担い手の育成と地域や市町村と連携した新たな森林整備体制の構築</u></li> </ul>
<p>ウ グリーン・セーフティーネットの構築（災害に強い森林づくりの推進）</p> <p>3つの持続性を維持するため、県が行うべき森林管理の最低限のレベルを守るための基準として、グリーン・セーフティーネットを構築し、<u>災害に強い森林づくりを進めます。</u></p> <p>【Iは、以下変更なしのため省略】</p>	<p>ウ グリーン・セーフティーネットの構築（災害に強い森林づくりの推進）</p> <p>3つの持続性を維持するため、県が行うべき森林管理の最低限のレベルを守るための基準として、グリーン・セーフティーネットを構築します。</p> <p>【Iは、以下変更なしのため省略】</p>
	<p>【新規】</p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p><b>II 計画の基本的事項</b></p> <p>本計画においては、県民みんなが支える「ちばの森林づくり」を目指し、<u>環境的持続性、経済的持続性</u>、社会的持続性が可能となるような森林管理を進めていくこととしています。</p> <p>第1 計画区の自然的、社会経済的背景 【II第1は、変更なしのため省略】</p> <p>第2 計画区の森林・林業の概況 【II第2は、変更なしのため省略】</p> <p>第3 前計画の実行結果の概要及びその評価 【II第3は、変更なしのため省略】</p> <p>第4 計画に当たっての基本的な考え方</p> <p>1 計画の基本方針</p> <p>計画の推進にあたっては、「ちばの森林づくり」への取組を踏まえ、環境的持続性、経済的持続性、社会的持続性のバランスを考慮し、地域の実情を踏まえた持続的森林管理を進めていくものとします。</p> <p>具体的には、『Iの第3の2の(2)「ちばの森林づくり」の展開方向』に沿って次のように進めていくものとします。</p> <p>(1) 森林づくりの展開方向</p> <p>ア 統合的森林政策の推進（「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用の促進）</p> <p>○地域森林管理システムの<u>運用</u></p> <p>森林計画、森林整備、森林保全の各情報システムに市町村が整備する林地台帳の管理機能を加えた森林クラウドを市町村や林業事業者とともに活用し、森林整備が必要な森林の抽出、森林整備の履歴の管理と施策への反映など、森林情報を高度に利用した取組を進めていくものとします。</p> <p><u>また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備、ICTの活用による現地調査の省力化、適切な伐採区域の設定などの効率化を推進します。</u></p> <p>○地球温暖化防止や生物多様性の保全・公益的機能の持続的な発揮等を確保する森林管理の促進</p> <p>地球温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源として期待されている森林の間伐や人工林伐採跡の適正な更新等により健全な森林の育成を図ります。また、一部の人工林では<u>広葉樹の導入による針広混交林化</u>を目指し、天然林については、主に自然の力を活用することにより生物多様性を保全するなど、期待される機能に応じた森林管理を進めていきます。</p> <p><u>さらに、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策に留意した森林管理や、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。</u></p>	<p><b>II 計画の基本的事項</b></p> <p>本計画においては、県民みんなが支える「ちばの森林づくり」を目指し、<u>経済的持続性、環境的持続性</u>、社会的持続性が可能となるような森林管理を進めていくこととしています。</p> <p>第1 計画区の自然的、社会経済的背景 【II第1は、変更なしのため省略】</p> <p>第2 計画区の森林・林業の概況 【II第2は、変更なしのため省略】</p> <p>第3 前計画の実行結果の概要及びその評価 【II第3は、変更なしのため省略】</p> <p>第4 計画に当たっての基本的な考え方</p> <p>1 計画の基本方針</p> <p>計画の推進にあたっては、「ちばの森林づくり」への取組を踏まえ、環境的持続性、経済的持続性、社会的持続性のバランスを考慮し、地域の実情を踏まえた持続的森林管理を進めていくものとします。</p> <p>具体的には、『Iの第3の2の(2)「ちばの森林づくり」の展開方向』に沿って次のように進めていくものとします。</p> <p>(1) 森林づくりの展開方向</p> <p>ア 統合的森林政策の推進（「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用の促進）</p> <p>○地域森林管理システムの<u>構築</u></p> <p>森林計画、森林整備、森林保全の各情報システムに市町村が整備する林地台帳の管理機能を加えた森林クラウドを平成30年度に構築したところであり、<u>今後は市町村や林業事業者とともに森林クラウドを活用し、森林整備が必要な森林の抽出、森林整備の履歴や、モニタリングデータの管理と施策への反映など、森林情報を高度に利用した取組を進めていくものとします。</u></p> <p>○地球温暖化防止や生物多様性の保全・公益的機能の持続的な発揮等を確保する森林管理の促進</p> <p>地球温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源として期待されている森林の間伐や人工林伐採跡の適正な更新等により健全な森林の育成を図ります。また、一部の人工林では<u>混交林化</u>を目指し、天然林については、主に自然の力を活用することにより生物多様性を保全するなど、期待される機能に応じた森林管理を進めていきます。</p> <p><u>なお、公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利なため森林経営計画による管理が困難な森林については、森林現場や所有者に最も近い市町村と連携した新たな森林整備の取組を推進することとします。</u></p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>○森林資源の循環利用の促進・森林認証制度の活用</p> <p>森林整備により<u>生産</u>が見込まれる間伐材や木質バイオマス等の有効利用、<u>建築物</u>の木造化、内外装の木質化、新たな技術を用いた木質部材の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用を図り、森林資源の循環利用が促進されるよう取組を進めます。</p> <p>また、持続可能な森林経営や環境への配慮などの適正な管理が行われている森林として県営林では森林認証（SGEC）を平成29年度に取得し<u>ています</u>。今後は認証木材の認知度の向上や認証取得方法の指導を通じて、私有林における森林認証の取得についても促進することで、森林資源の循環利用の一層の普及啓発を図ります。</p>	<p>○森林資源の循環利用の促進・森林認証制度の活用</p> <p>森林整備により<u>増加</u>が見込まれる間伐材や木質バイオマス等の有効利用、<u>住宅・公共及び民間施設</u>の木造化、内外装の木質化、新たな技術を用いた木質部材の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用を図り、森林資源の循環利用が促進されるよう取組を進めます。</p> <p>また、持続可能な森林経営や環境への配慮などの適正な管理が行われている森林として県営林では森林認証（SGEC）を平成29年度に取得し<u>たところであり</u>、今後は認証木材の認知度の向上や認証取得方法の指導を通じて、私有林における森林認証の取得についても促進することで、森林資源の循環利用の一層の普及啓発を図ります。</p>
<p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成（市町村と連携した森林整備体制の構築）</p> <p>○<u>千葉県森林経営管理協議会による市町村支援体制の強化</u></p> <p><u>森林・林業関係の業務が増加し、林業専門の技術職員がいない市町村に対して、普及指導事業による継続的な支援に取り組むとともに、さらなる支援体制を強化するために、千葉県森林経営管理協議会の技術職員の確保・育成や、計画づくり等の取組を強化することで、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進します。</u></p> <p>○<u>市町村の計画づくりや集約化の支援</u></p> <p><u>市町村が森林環境譲与税を活用して行う、市町村の森林整備の方針に基づいた、実効性のある具体的な計画づくりや、施業の集約化のための森林所有者との合意形成に関する作業を支援します。森林整備の担い手であり森林所有者との繋がりが強い森林組合と連携することで、森林整備を着実に推進します。</u></p> <p>○<u>市町村間連携の促進と森林環境譲与税の有効活用の支援</u></p> <p><u>都市部と森林地域など、森林や森林環境譲与税額等の状況が異なる市町村が相互のメリットを求めて連携する取組や、共通の利害を抱える市町村が連携する取組等を促進し、森林環境譲与税を効果的に活用することができる仕組みを構築することで、森林整備を推進します。</u></p>	<p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成（市町村と連携した森林整備体制の構築）</p> <p>○<u>「地域森林づくり委員会（仮称）」の設置による持続的森林管理の推進</u></p> <p><u>現在、市町村森林整備計画の樹立にあたって、多様な主体が参画できる組織を設置している市町村は少ない状況ですが、今後、市町村森林整備計画を地域の森林のマスタープランとしていくためにも、森林経営計画の策定主体や森林整備活動に携わる人などを核として、森林に関心を寄せる人々の組織化を図り、地域の森林づくりに積極的に関わる人材の組織化を支援し、持続的な管理の推進に繋げていく必要があります。具体的には、市町村と連携して多様な主体が参画する「地域森林づくり委員会（仮称）」を地域ごとに設置し地元住民との合意形成を図るとともに、県においては出先事務所を拠点に複数の森林総合監理士を配置するなど集団的な指導体制を確保することに努めるものとします。</u></p> <p>○<u>地域生に即した多様な担い手の育成と地域や市町村と連携した新たな森林整備体制の構築</u></p> <p><u>「地域森林づくり委員会（仮称）」の構成は、森林所有者、林業事業者、住民代表、地域NPO（森林ボランティア）、環境保護団体等多様な担い手によって構成される必要がありますが、委員会の目的が自らの施策決定と森林整備実行に向けての体制整備にあるため、地域や市町村ごとの自主性の担保に努めるものとします。また、県は森林現場や所有者に最も近い市町村とともに森林環境譲与税や森林経営管理制度も活用し、林業事業者等とも連携して森林整備を進める体制の構築を推進します。</u></p>
<p>ウ グリーン・セーフティーネットの構築(災害に強い森林づくりの推進)</p> <p>○公益的機能の高い森林の保全と<u>自然災害や病虫害の対策</u></p> <p>特に東日本大震災による津波被害や松くい虫被害の大きい海岸保安林の復旧を重点的に実施し、保安林の再生を図ることとしています。このほか、計画的に保安林の指定、治山事業を実施していきます。</p> <p>○<u>道路や電線など重要インフラ等周辺の森林の適切な管理</u></p> <p>令和元年房総半島台風等において、<u>多くの倒木が発生し、大規模停電と交通遮断の要因</u>となったことを教訓として、道路や電線などの重要インフラ等周辺の森林の<u>適切</u>な管理を推進していきます。</p> <p>○<u>適正な林地開発の指導</u></p>	<p>ウ グリーン・セーフティーネットの構築(災害に強い森林づくりの推進)</p> <p>○公益的機能の高い森林の保全</p> <p>特に東日本大震災による津波被害や松くい虫被害の大きい海岸保安林の復旧を重点的に実施し、保安林の再生を図ることとしています。このほか、計画的に保安林の指定、治山事業を実施していきます。</p> <p>○<u>道路や電線など重要インフラ等周辺の森林の適正な管理</u></p> <p>令和元年房総半島台風等による<u>大規模停電において、多くの倒木が停電復旧工事の支障</u>となったことを教訓として、道路や電線などの重要インフラ等周辺の森林の<u>適正</u>な管理を推進していきます。</p> <p>○<u>適正な林地開発の指導</u></p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>森林法及び平成22年10月から施行された千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例及び千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針により、適正な林地開発や利採採取等一時的な転用地の早期の緑化を指導します。</p> <p>○森林病虫害の防除と被害森林の再生</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、海岸保安林における松くい虫防除対策を徹底するとともに、非赤枯性溝腐病被害跡地における森林再生や、ナラ枯れ対策等を推進していきます。</p> <p>○景観や生物多様性の保全</p> <p>人工林や竹林の整備、里山活動協定認定への支援等により森林景観の向上を図り、また、<u>奥地人工林や天然林の適正な管理</u>により生物多様性の保全に努めます。</p> <p>○森林環境教育の推進</p> <p>教育の森の利用促進や県有林・海岸保安林の<u>再生</u>への参画など、様々な機会をとらえて森林への関心を高めていきます。</p>	<p>森林法及び平成22年10月から施行された千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例及び千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針により、適正な林地開発や利採採取等一時的な転用地の早期の緑化を指導します。</p> <p>○森林病虫害の防除と被害森林の再生</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、海岸保安林における松くい虫防除対策を徹底するとともに、非赤枯性溝腐病被害跡地における森林再生や<u>スギカミキリ被害対策</u>、ナラ枯れ対策等を推進していきます。</p> <p>○景観や生物多様性の保全</p> <p>人工林や竹林の整備、里山活動協定認定への支援等により森林景観の向上を図り、また奥地人工林や天然林の適正な管理により生物多様性の保全に努めます。</p> <p>○森林環境教育の推進</p> <p>教育の森の利用促進や県有林・海岸保安林の<u>造成</u>への参画など、様々な機会をとらえて森林への関心を高めていきます。</p>
<p>(2) 東日本大震災からの復旧に向けた取組 <span style="float: right;">【 II第4の1(2)は、変更なしのため省略 】</span></p>	<p>(2) 東日本大震災からの復旧に向けた取組 <span style="float: right;">【 II第4の1(2)は、変更なしのため省略 】</span></p>
<p>2 森林の整備及び保全の目標設定の考え方</p>	<p>2 森林の整備及び保全の目標設定の考え方</p>
<p>(1) 森林の整備及び保全の目標設定の考え方（区分方法）</p> <p>森林の整備にあたっては、その森林に求められる機能に応じ、①主に資源の再生産や二酸化炭素を吸収する能力の高い森林を目指し、木材利用を積極的に進めていくために適正な保育・間伐等を実施する育成単層林（人工林）、②地域の防災機能を担う森林や林地生産力が低い人工林等については、<u>花粉発生源対策にも留意し</u>、人為と自然の力を適切に組み合わせた育成複層林（針広混交林）、③現状を保持し、適正に管理していく天然生林、以上の3区分により求められる機能に応じた整備を進めていくものとします（図-8）。</p>	<p>(1) 森林の整備及び保全の目標設定の考え方（区分方法）</p> <p>森林の整備にあたっては、その森林に求められる機能に応じ、①主に資源の再生産や二酸化炭素を吸収する能力の高い森林を目指し、木材利用を積極的に進めていくために適正な保育・間伐等を実施する育成単層林（人工林）、②地域の防災機能を担う森林や林地生産力が低い人工林等については、人為と自然の力を適切に組み合わせた育成複層林（針広混交林）、③現状を保持し、適正に管理していく天然生林、以上の3区分により求められる機能に応じた整備を進めていくものとします（図-8）。</p>
<p>【 略 】</p>	<p>【 略 】</p>
<p>(3) 伐採、造林等の目標設定の考え方</p>	<p>(3) 伐採、造林等の目標設定の考え方</p>
<p>【 略 】</p>	<p>【 略 】</p>
<p>② 造林</p> <p>木材資源の循環利用のために不可欠な造林については、伐採跡地の自然条件、地域における社会的経済的条件を考慮の上、伐採跡地への速やかな造林、自然力と人為の組み合わせによる針広混交林化、育成複層林造成のための適切な造林等の推進を図ります。</p>	<p>② 造林</p> <p>木材資源の循環利用のために不可欠な造林については、伐採跡地の自然条件、地域における社会的経済的条件を考慮の<u>うえ</u>、伐採跡地への速やかな造林、自然力と人為の組み合わせによる針広混交林化、育成複層林造成のための適切な造林等の推進を図ります。</p>
<p>【 II第4の1(3)②以降は、変更なしのため省略 】</p>	<p>【 II第4の1(3)②以降は、変更なしのため省略 】</p>

新旧対照表 (千葉北部地域森林計画)

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p><b>Ⅲ 計画事項</b></p> <p>第1 計画の対象とする森林の区域 <b>【Ⅲ第1は、変更なしのため省略】</b></p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 <b>【Ⅲ第2の1(1)は、変更なしのため省略】</b></p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、全体としては、①育成単層林での間伐等保育の積極的な推進、②育成複層林化や長伐期施業の推進、③天然生林の保全及び必要な管理、④保安林制度の適切な運用、⑤治山施設整備、⑥森林病虫害対策の実施等により森林の整備、保全を推進します。</p> <p>また、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や保全措置により健全な森林を育成していくため、森林を地域の特性、資源の状況、<u>自然条件及び生物多様性保全や花粉発生源対策などの森林に対する社会的要請を勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能</u>に応じて、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めるものとします。</p> <p><b>【Ⅲ第2の1(2)以降は、変更なしのため省略】</b></p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等森林の自然条件、森林資源の構成、<u>生物多様性保全や花粉発生源対策などの森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。</u></p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。</p> <p>また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。</p> <p>なお、集材路の作設等に当たっては、<u>「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知)に従い</u>伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した<u>上</u>で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p> <p><b>【Ⅲ第3の1(1)ア～(3)は、変更なしのため省略】</b></p>	<p><b>Ⅲ 計画事項</b></p> <p>第1 計画の対象とする森林の区域 <b>【Ⅲ第1は、変更なしのため省略】</b></p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p><b>【Ⅲ第2の1(1)は、変更なしのため省略】</b></p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、全体としては、①育成単層林での間伐等保育の積極的な推進、②育成複層林化や長伐期施業の推進、③天然生林の保全及び必要な管理、④保安林制度の適切な運用、⑤治山施設整備、⑥森林病虫害対策の実施等により森林の整備、保全を推進します。</p> <p>また、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や保全措置により健全な森林を育成していくため、森林を地域の特性、資源の状況<u>及び自然条件・社会的要請を勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能</u>に応じて、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めるものとします。</p> <p><b>【Ⅲ第2の1(2)以降は、変更なしのため省略】</b></p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。</p> <p>また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。</p> <p>なお、集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した<u>うえ</u>で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p> <p><b>【Ⅲ第3の1(1)ア～(3)は、変更なしのため省略】</b></p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>2 造林に関する事項</p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、<u>生物多様性保全や花粉発生源対策などの</u>森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p> <p>人工造林すべき樹種は適地適木を旨として、市町村内の森林の立地条件、木材の利用状況及び森林の造成目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。<u>なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。</u></p> <p>また、将来にわたって森林経営を維持しようとする場合には、スギ・ヒノキを主体に定めるものとしませんが、森林を良好な状態に維持するための危険分散として多様な森林づくりに配慮しようとする場合で、その他の樹種を造林しようとする場合には、森林の風倒被害対策の技術資料（案）等を参考に選定することとします。</p> <p>またこれ以外の樹種についても必要がある場合には、各市町村において別途指針を定めるものとします。</p> <p>なお、スギやヒノキによる人工造林にあたっては、花粉<u>発生源</u>対策に資する<u>花粉の少ない苗木</u>（少花粉品種、特定苗木等）を活用するよう努めます。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 【Ⅲ第3の2(1)イ以降は、変更なしのため省略】</p>	<p>2 造林に関する事項</p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p> <p>人工造林すべき樹種は適地適木を旨として、市町村内の森林の立地条件、木材の利用状況及び森林の造成目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。</p> <p>また、将来にわたって森林経営を維持しようとする場合には、スギ・ヒノキを主体に定めるものとしませんが、森林を良好な状態に維持するための危険分散として多様な森林づくりに配慮しようとする場合で、その他の樹種を造林しようとする場合には、森林の風倒被害対策の技術資料（案）等を参考に選定することとします。</p> <p>またこれ以外の樹種についても必要がある場合には、各市町村において別途指針を定めるものとします。</p> <p>なお、スギやヒノキによる人工造林にあたっては、花粉<u>症</u>対策に資する<u>少花粉品種等の苗木や供給状況に応じて、特定苗木</u>を活用するよう努めることとします。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 【Ⅲ第3の2(1)イ以降は、変更なしのため省略】</p>
<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>【Ⅲ第3の3(1)アは、変更なしのため省略】</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</p> <p>イ 間伐木の選定方法</p> <p>植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木及び形質不良木のみを片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選木することとします。</p> <p>なお、花粉<u>発生源</u>対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮します。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針</p>	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>【Ⅲ第3の3(1)アは、変更なしのため省略】</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</p> <p>イ 間伐木の選定方法</p> <p>植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木及び形質不良木のみを片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選木することとします。</p> <p>なお、花粉<u>症</u>対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮します。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針</p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>【略】</p> <p>イ 除伐の方法等            除伐に<u>当た</u>っては、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。</p> <p>【略】</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>【略】</p> <p>エ 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招く恐れがあることから、原則として除伐や<u>たけのこ</u>の除去により拡大を防ぐこととします。また、除伐の実施時期は、翌年の発生を抑えることに効果的な6～8月とします。</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項            市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として公益的機能別施業森林等に関する事項を定めるものとします。なお、(1)の各公益的機能別施業森林の区域や(2)の木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林の区域は重複することができることとしますが、この場合には、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針            公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養(かんよう)機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化 機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。            なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の3機能を併せて 「保健文化機能」として区分することとします。</p> <p>ア 区域の設定の基準に関する指針            保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考に、以下のとおり基準を定めることとします。</p> <p>(ア) 水源の涵養(かんよう)の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養(かんよう)機能維持増進森林）            水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する 森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業</p>	<p>【略】</p> <p>イ 除伐の方法等            除伐に<u>あ</u>たっては、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。</p> <p>【略】</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>【略】</p> <p>エ 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招く恐れがあることから、原則として除伐や<u>タケノコ</u>の除去により拡大を防ぐこととします。また、除伐の実施時期は、翌年の発生を抑えることに効果的な6～8月とします。</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項            市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として公益的機能別施業森林等に関する事項を定めるものとします。なお、(1)の各公益的機能別施業森林の区域や(2)の木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林の区域は重複することができることとしますが、この場合には、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針            公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養(かんよう)機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化 機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。            なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の3機能を併せて 「保健文化機能」として区分することとします。</p> <p>ア 区域の設定の基準に関する指針            保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考に、以下のとおり基準を定めることとします。</p> <p>(ア) 水源の涵養(かんよう)の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養(かんよう)機能維持増進森林）            水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する 森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業</p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>を推進すべき森林の区域とします。</p> <p>(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）</p> <p>土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林であり、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の 防止を図る必要のある森林の区域とします。</p> <p>【Ⅲ第3の4(1)ア(イ)②以降は、変更なしのため省略】</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方</p> <p>林道等路網については、次の表に示す「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」からなるものとします。</p> <p>【Ⅲ第3の5(1)は、変更なしのため省略】</p> <p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方</p> <p>【Ⅲ第3の5(2)以降は、変更なしのため省略】</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>小規模な所有形態の森林の施業を合理化するためには、その所有する森林を林業事業者等へ委託、あるいは共同化して地域的まとまりを持って計画的に整備を進めていく必要があります。このため、県、市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携が重要となります。</p> <p>また、森林経営の受託等を担う森林組合等林業事業者の育成、林業に従事する者の養成及び確保、効率的な作業システムの推進を次のとおり計画的かつ総合的に推進します。</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが可能な地域にあっては、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及活動の強化等を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるものとします。</p> <p>イ 地域の発想に基づく森林づくりの促進</p> <p>森林施業共同化の促進のため、地域の発想に基づき森林組合等が提案する市町村の地域づくりの方針に即した森林づくりを推進することとします。</p> <p>また、地域の合意のもとに企業や市民活動団体など多様な主体の森林づくりへの参画を促進することとします。</p>	<p>を推進すべき森林の区域とします。</p> <p>(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）</p> <p>土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林であり、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の 防止を図る必要のある森林の区域とします。</p> <p>【Ⅲ第3の4(1)ア(イ)②以降は、変更なしのため省略】</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方</p> <p>林道等路網については、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなるものとします。</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方</p> <p>【Ⅲ第3の5(2)以降は、変更なしのため省略】</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>小規模な所有形態の森林の施業を合理化するためには、その所有する森林を林業事業者等へ委託、あるいは共同化して地域的まとまりを持って計画的に整備を進めていく必要があります。このため、県、市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携が重要となります。</p> <p>また、森林経営の受託等を担う森林組合等林業事業者の育成、林業に従事する者の養成及び確保、効率的な作業システムの推進を次のとおり計画的かつ総合的に推進します。</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが可能な地域にあっては、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及活動の強化等を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるものとします。</p> <p>イ 地域の発想に基づく森林づくりの促進</p> <p>森林施業共同化の促進のため、地域の発想に基づき森林組合等が提案する市町村の地域づくりの方針に即した森林づくりを推進することとします。</p> <p>また、地域の合意のもとに企業や民間団体など多様な主体の森林づくりへの参画を促進することとします。</p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>ウ 森林組合等による森林の経営受委託等の促進</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが難しい地域においては、施業の集約化を図るため、森林組合等林業事業体が森林経営の受委託をして施業を進めていくこととします。その促進のため、<u>森林クラウド等のICT技術を活用し、森林経営の受委託に必要な森林資源情報を提供することで、面的な集約化を促進します。また、市町村と連携して、普及啓発活動等による森林所有者への働きかけ</u>を行い、意欲ある林業事業者等への委託を促進するものとします。</p> <p>さらに、小規模森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあつては、市町村や林業事業者等と連携の上、当該所有者に対する連絡調整や普及啓発活動を強化し、適正な森林経営の受委託を促進するものとします。この際、間伐等の計画的な森林施業に欠かせない境界の確認や整備等に必要な地域活動の促進に努めるものとします。</p> <p>(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針 【Ⅲ第3の6(2)は、変更なしのため省略】</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>ア 林業事業者の体質強化 【Ⅲ第3の6(3)アは、変更なしのため省略】</p> <p>イ 林業従事者の養成・確保</p> <p>林業従事者の養成・確保を図るには、従事者を雇用する林業事業者の経営基盤の強化と就業環境の改善が重要です。また、新規就業の円滑化を図るため、就労相談会や就労に必要な基本的な知識・技術の講習会の開催、さらに、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施による林業就業者のキャリア形成を支援することが必要です。このため、千葉県林業労働力確保支援センターを中心に次の事項に取り組むこととします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用管理者の選任や就業規則の整備等による雇用管理の改善</li> <li>② 雇用に関する文書交付等による雇用関係の明確化</li> <li>③ 通年雇用の促進、月給制導入等による雇用の安定化</li> <li>④ 通年雇用を通じた賃金水準のアップと社会保険の加入促進、年次有給休暇の取得促進等の他産業並の労働条件の改善</li> <li>⑤ 就労希望者に対する相談</li> <li>⑥ 現場技能者の育成</li> <li>⑦ 林業事業者の組織強化の推進</li> </ol> <p>これに併せて、千葉県林業サービスセンターにおいては、高性能林業機械等を用いた低コスト作業システム研修による現場作業の効率化や安全衛生教育を通じた労働安全衛生対策の向上を図るとともに、林業機械のほか各種資格取得の研修等により、林業技術の向上と新たな林業技術者の養成に努めることとします。</p> <p><u>また、森林組合や林業事業者等が、森林整備等に参入していない地域においては、地域の実態に応じて、担い手の新規参入の促進に取り組みます。</u></p>	<p>ウ 森林組合等による森林の経営受委託等の促進</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが難しい地域においては、施業の集約化を図るため、森林組合等林業事業者体が森林経営の受委託をして施業を進めていくこととします。その促進のため<u>普及啓発活動等による森林所有者への働きかけ</u>や森林経営の受委託に必要な森林情報の提供を市町村と連携して行い、意欲ある林業事業者等への委託を促進するものとします。</p> <p>さらに、小規模森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあつては、市町村や林業事業者等と連携の上、当該所有者に対する連絡調整や普及啓発活動を強化し、適正な森林経営の受委託を促進するものとします。この際、間伐等の計画的な森林施業に欠かせない境界の確認や整備等に必要な地域活動の促進に努めるものとします。</p> <p>(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針 【Ⅲ第3の6(2)は、変更なしのため省略】</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>ア 林業事業者の体質強化 【Ⅲ第3の6(3)アは、変更なしのため省略】</p> <p>イ 林業従事者の養成・確保</p> <p>林業従事者の養成・確保を図るには、従事者を雇用する林業事業者の経営基盤の強化と就業環境の改善が重要です。また、新規就業の円滑化を図るため、就労相談会や就労に必要な基本的な知識・技術の講習会の開催、さらに、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施による林業就業者のキャリア形成を支援することが必要です。このため、千葉県林業労働力確保支援センターを中心に次の事項に取り組むこととします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用管理者の選任や就業規則の整備等による雇用管理の改善</li> <li>② 雇用に関する文書交付等による雇用関係の明確化</li> <li>③ 通年雇用の促進、月給制導入等による雇用の安定化</li> <li>④ 通年雇用を通じた賃金水準のアップと社会保険の加入促進、年次有給休暇の取得促進等の他産業並の労働条件の改善</li> <li>⑤ 就労希望者に対する相談</li> <li>⑥ 現場技能者の育成</li> <li>⑦ 林業事業者の組織強化の推進</li> </ol> <p>これに併せて、千葉県林業サービスセンターにおいては、高性能林業機械等を用いた低コスト作業システム研修による現場作業の効率化や安全衛生教育を通じた労働安全衛生対策の向上を図るとともに、林業機械のほか各種資格取得の研修等により、林業技術の向上と新たな林業技術者の養成に努めることとします。</p>

新旧対照表（千葉北部地域森林計画）

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>ウ 林業後継者等の育成 林業の後継者や新規就業希望者等が、林業に就業するための環境整備に努めるとともに、後継者育成等を目的として地域で活動行う林業研究グループ等を支援することで、林業後継者の育成を図ることとします。</p>	<p>ウ 林業後継者等の育成 林業に関心を持つ林家子弟や新規就業希望者等が、林業に就業するための環境整備に努めるとともに、後継者育成等を目的として地域で活動行う林業研究グループ等を支援することで、林業後継者の育成を図ることとします。</p>
<p>エ 多様な担い手の育成 【Ⅲ第3の6(3)エは、変更なしのため省略】</p>	<p>エ 多様な担い手の育成 【Ⅲ第3の6(3)エは、変更なしのため省略】</p>
<p>(4) 作業システムの高度化に資する高性能林業機械の導入の促進に関する方針 【Ⅲ第3の6(4)は、変更なしのため省略】</p>	<p>(4) 作業システムの高度化に資する高性能林業機械の導入の促進に関する方針 【Ⅲ第3の6(4)は、変更なしのため省略】</p>
<p>(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項 森林資源の循環利用を図るためには、Ⅲの第3の6「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めるとともに、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、木材の適切な利用促進を図っていく必要があります。そのため、計画的でコストの削減を目指した「伐って・使って・植える（育てる）」木材生産を促進するとともに、供給者と需要者との協定等により安定的な需給体制の整備に努めるものとします。 今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの有効活用等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、東日本大震災による影響で供給が減少したしいたけ原木の不足を補うため、供給体制の整備に努めるものとします。</p>	<p>(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項 森林資源の循環利用を図るためには、Ⅲの第3の6「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めるとともに、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、木材の適切な利用促進を図っていく必要があります。そのため、計画的でコストの削減を目指した「伐って・使って・植える（育てる）」木材生産を促進するとともに、供給者と需要者との協定等により安定的な需給体制の整備に努めるものとします。 今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、<u>公共</u>建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの有効活用等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、東日本大震災による影響で供給が減少したしいたけ原木の不足を補うため、供給体制の整備に努めるものとします。</p>
<p>ア 供給者と需要者との協定による木材の安定供給 【Ⅲ第3の6(5)アは、変更なしのため省略】</p>	<p>ア 供給者と需要者との協定による木材の安定供給 【Ⅲ第3の6(5)アは、変更なしのため省略】</p>
<p>イ 建築物等における木材利用体制の整備 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律36号）に基づき策定した<u>県</u>方針により、「県産木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、建築物への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。 また、市町村における建築物等への木材利用を促進するために市町村方針の策定を働きかけるものとします。</p>	<p>イ 建築物等における木材利用体制の整備 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律36号）に基づき策定する（<u>※令和5年3月策定予定</u>）<u>県</u>方針により、「県産木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、建築物への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。 また、市町村における建築物等への木材利用を促進するために市町村方針の策定を働きかけるものとします。</p>
<p>ウ 低質材利用拡大 【Ⅲ第3の6(5)ウは、変更なしのため省略】</p>	<p>ウ 低質材利用拡大 【Ⅲ第3の6(5)ウは、変更なしのため省略】</p>
<p>エ 木材の加工、流通施設の合理化 【Ⅲ第3の6(5)エは、変更なしのため省略】</p>	<p>エ 木材の加工、流通施設の合理化 【Ⅲ第3の6(5)エは、変更なしのため省略】</p>
<p>オ 認証木材の利用推進 一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）等による認証木材の利用を促進します。また、適正な生産活動を経て産出された県産木材であることを証明する仕組みである「ちばの木認証制度」を推進していくこととし、合法木材の明確化と、森林経営計画を策定した森林などの持続可能な経営を行って いる森林から産出された材であることも併せて明確に</p>	<p>オ 認証木材の利用推進 一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）等による認証木材の利用を促進します。また、適正な生産活動を経て産出された県産木材であることを証明する仕組みである「ちばの木認証制度」を推進していくこととし、合法木材の明確化と、森林経営計画を策定した森林などの持続可能な経営を行って いる森林から産出された材であることも併せて明確に</p>

新旧対照表 (千葉北部地域森林計画)

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>し、消費者ニーズに呼応した木材の供給体制の構築に繋げていくこととします。</p> <p><u>さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。</u></p>	<p>し、消費者ニーズに呼応した木材の供給体制の構築に繋げていくこととします。</p> <p><b>【 新規 】</b></p>
<p>カ しいたけ原木の供給体制の整備 <b>【 Ⅲ第3の6(5)カは、変更なしのため省略 】</b></p> <p>(6) その他必要な事項 <b>【 Ⅲ第3の6(6)は、変更なしのため省略 】</b></p>	<p>カ しいたけ原木の供給体制の整備 <b>【 Ⅲ第3の6(5)カは、変更なしのため省略 】</b></p> <p>(6) その他必要な事項 <b>【 Ⅲ第3の6(6)は、変更なしのため省略 】</b></p>
<p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) 土地の形質の変更に<u>当たって</u>留意すべき事項</p> <p>森林の土地の保全については、Ⅲの第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林整備 及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。</p> <p>なお、土地の形質変更に<u>あたっては</u>、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って、地域住民等の意見等を収集した上で、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、事業者に確実な緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。</p> <p>また、土石等の切土、盛土<u>その他の土地の形質の変更</u>を行う場合は、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。</p> <p>さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらすこと、又は地域における水源の確保、環境保全に支障を来たすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、擁壁等の防災施設 及び調節池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p><u>なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及びぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など林地開発許可審査基準に基づき適正に審査を行うこととします。</u></p> <p><u>加えて、盛土等に伴う災害を防止することを目的とした宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)をはじめ、関係法令等の遵守を指導することとします。</u></p> <p><b>【 Ⅲ第4の1(2)以降は、変更なしのため省略 】</b></p> <p>2 保安施設に関する事項 <b>【 Ⅲ第4の2は、変更なしのため省略 】</b></p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項 <b>【 Ⅲ第4の3は、変更なしのため省略 】</b></p>	<p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) 土地の形質の変更に<u>あ</u>たって留意すべき事項</p> <p>森林の土地の保全については、Ⅲの第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林整備 及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。</p> <p>なお、土地の形質変更に<u>あ</u>たっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って、地域住民等の意見等を収集した上で、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、事業者に確実な緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。</p> <p>また、土石等の切土、盛土を行う場合は、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。</p> <p>さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらすこと、又は地域における水源の確保、環境保全に支障を来たすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、擁壁等の防災施設 及び調節池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p><b>【 新規 】</b></p> <p><b>【 Ⅲ第4の1(2)以降は、変更なしのため省略 】</b></p> <p>2 保安施設に関する事項 <b>【 Ⅲ第4の2は、変更なしのため省略 】</b></p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項 <b>【 Ⅲ第4の3は、変更なしのため省略 】</b></p>

新旧対照表 (千葉北部地域森林計画)

令和6年度変更案	令和元年度樹立
<p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項 【Ⅲ第4の4は、変更なしのため省略】</p> <p>(1) 森林病虫害等の被害対策の方針 【Ⅲ第4の4(1)は、変更なしのため省略】</p> <p>(2) 鳥獣による森林被害対策の方針 (3に<del>掲</del>げる事項を除く。)【Ⅲ第4の4(3)以降は、変更なしのため省略】</p> <p>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項【Ⅲ第5は、変更なしのため省略】</p> <p>第6 計画量等 【Ⅲ第6は、変更なしのため省略】</p> <p><b>【以下、附録等データのため省略】</b></p>	<p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項 【Ⅲ第4の4は、変更なしのため省略】</p> <p>(1) 森林病虫害等の被害対策の方針 【Ⅲ第4の4(1)は、変更なしのため省略】</p> <p>(2) 鳥獣による森林被害対策の方針 (3に<del>掲</del>げる事項を除く。)【Ⅲ第4の4(3)以降は、変更なしのため省略】</p> <p>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項【Ⅲ第5は、変更なしのため省略】</p> <p>第6 計画量等 【Ⅲ第6は、変更なしのため省略】</p> <p><b>【以下、附録等データのため省略】</b></p>